

解禁日時 : 平成18年12月1日(金) 16時30分
(協定調印式:平成18年12月1日(金) 16時から)

平成18年11月30日
国立大学法人筑波大学
独立行政法人国際協力機構

筑波大学と国際協力機構との連携協力協定の締結について

筑波大学(学長 岩崎洋一)と国際協力機構(理事長 緒方貞子)とは、相互の連携協力を図るため、下記の通り、「協定書」を締結しますので、お知らせ致します。

本協定の締結を契機に、より一層の連携を強化し、相互の発展並びに開発途上国への国際協力の実施及び国際協力に資する人材育成を実施して参りたいと考えております。

筑波大学は、保有する人的・技術的資源を活用し、その知的成果を積極的に社会へ還元することを目的とし、大学の国際戦略に基づいて、国内の開発援助機関等との連携を推進するものです。

また、国際協力機構(JICA)は、2004年3月に「現場主義」、「人間の安全保障重視の事業」、「効果・効率性と迅速性」を柱とした「JICA改革プラン」を発表し、その1年後の2005年3月に第2弾として、更なる現場主義推進に向けた「国内事業改革」を発表しました。その中で「市民参加協力事業の充実」を達成するため、大学などをJICA事業のパートナーとして位置づけ、戦略的な連携強化を図り、その活動が開発途上国の現場のニーズにより一層合致していくことを目指しています。本協定の締結もその一環として位置付けられております。

記

1. 協定の目的

国際協力に資する人材の育成及び開発途上国への国際協力の実施を目的として、相互の協力が可能な分野において連携を推進するため、また、本連携協力が双方の組織あるいは組織の関係者のみならず、我が国及び世界の開発途上国の人々に資するため、双方が協力して必要な努力を行うことを目的としています。

2. 連携事業の主な内容

- (1) 途上国の要請に基づくJICA研修員の受入れ
- (2) 途上国の要請に基づくJICA専門家の派遣

- (3) 途上国への J I C A 調査団の派遣
- (4) 青年海外協力隊関連事業への側面的支援
- (5) 市民参加協力関連事業への支援
- (6) J I C A と大学との人的な交流及び施設の相互有効利用
- (7) その他、双方が合意する連携プログラム

3. 協定締結日

平成18年12月1日

4. 協定締結後の具体的な協力推進

連携協力に関する具体的案件、内容については各案件毎に双方の事務局で協議していくこととしますが、当面、具体的連携協力として下記の事項に係る協力を推進して参ります。

- (1) 連携融合事業（北アフリカ研究センター、生命環境科学研究科、教育開発国際協力研究センター）における一層の連携強化
- (2) 集団研修コースと筑波大学の修士・博士課程における外国人留学生の受入れを連携させ、学位取得が可能な新たな研修員受入れの枠組み造り
- (3) 教育開発国際協力研究センターの拠点システムとしての知見を復興支援、国別援助方針、青年海外協力隊の研修等への活用
- (4) 国際的に活躍できる人材を育成するため JICA 地域事務所等を利用して学生に対するフィールド経験の提供
- (5) 両機関の関係者による定期的な協議の実施

以上

<本件に関するお問合せ>

国立大学法人筑波大学

総務・企画部国際課長 都築

(電話029-853-2058)

独立行政法人国際協力機構

筑波国際センター 総務チーム 鈴木

(電話029-838-1113)